

個人市民税

個人市民税は、市民の皆さんの日常生活に直接結びついたりいろいろな仕事を行うため、費用を広く市民の皆さんに負担していただく税金です。

個人市民税には、均等な額を納めていただく均等割と、所得の額に応じて納めていただく所得割があります。また、個人府民税の申告と納税は、納税者の皆さんが便利のように、個人市民税と併せて行うことになっています。

◎納税義務者

個人市民税の納税義務者は、次のとおりです。

表1

納 税 義 務 者	納めるべき税額	
	均等割額	所得割額
市内に住所がある方	○	○
市内に事務所、事業所または家屋敷がある人で、市内に住所のない方	○	—

市内に住所があるかどうか、事務所などがあるかどうかは、その年の1月1日現在（賦課期日）の状況によります。

◎徴収方法

徴収方法は普通徴収と給与特別徴収と年金特別徴収の3通りがあります。

表2

普 通 徴 収	事業所得者などの方については、市役所から送付する納税通知書によって、6月・8月・10月・翌年1月の年4回の納期ごとに納めていただきます。
給 与 特 別 徴 収	給与所得者の方については、給与の支払者（会社など）が市役所の通知にもとづいて、6月から翌年5月まで毎月の給与から税額を差し引き、徴収した月の翌月10日までに納めていただきます。
年 金 特 別 徴 収	年金受給者の方については、支給される年金から年金所得にかかる税額が4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の年6回で引き落とされます。

◎申 告

個人市民税は、市が適正な課税を行うため、市民の皆さんから、前年の所得などを申告していただくことになっています。

1月1日現在、市内に住所がある方については、次のような場合を除いて申告をしなければなりません。申告がないと、例えば、所得証明書等が必要な場合に、証明書が出なくて困ることがあります。

- ①前年中に収入がなかった方
- ②所得税の確定申告書を税務署に提出した方
- ③勤務先から給与支払報告書が提出されている方

※ただし、③の方でも給与以外の所得（利子・配当・不動産所得など）があった方や、医療費控除などを受けようとする方については、申告をする必要があります。

申告は1月1日現在の住所地の市町村に3月15日までにしてください。

◎個人市民税が課税されない方等

表3

均等割も所得割も課税されない方	◇前年中に収入がなかった方
	◇生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
	◇前年中の合計所得金額が135万円以下（給与所得者の年収になおすと204万4千円未満）で次に掲げる方 ・障害者 ・未成年者 ・寡婦 ・ひとり親
	◇前年中の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の方 ・同一生計配偶者および扶養親族がない方 45万円 ・同一生計配偶者または扶養親族がある方 $35\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + \text{本人}) + 31\text{万円}$
所得割が課税されない方	◇前年中の総所得金額等が次の算式で求めた金額以下の方 ・同一生計配偶者および扶養親族がない方 45万円 ・同一生計配偶者または扶養親族がある方 $35\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + \text{本人}) + 42\text{万円}$

◎税額の算出方法

○所得金額の算出

所得金額とは、所得の種類に応じて、それぞれ前年の1月1日から12月31日までの収入金額から、その収入を得るために直接要した経費を差し引いた金額をいいます。

表4

所得の種類			所得金額の算出方法
1	利子所得	公社債、預貯金の利子など	収入金額＝利子所得の金額
2	配当所得	株式配当、出資配当など	収入金額－その元本を取得するために要した負債の利子＝配当所得の金額
3	不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
4	事業所得	営業等、農業など	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
5	給与所得	俸給、給料、賃金、賞与など	収入金額－給与所得控除額＝給与所得の金額
6	退職所得	退職金、一時恩給など	$(収入金額－退職所得控除額) \times 1/2$ ＝退職所得の金額
7	山林所得	山林の伐採や山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額
8	譲渡所得	土地、建物などの資産の売買、交換などで生じる所得	収入金額－資産の取得費などの経費－特別控除額 ＝譲渡所得の金額
9	一時所得	賞金、懸賞当せん金、遺失物の拾得による報労金、生命保険の満期返戻金など	収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得の金額 ※総所得に算入する一時所得の金額は1/2の額になります。
10	雑所得	公的年金（障害年金・遺族年金は除く）など、及び他の所得にあてはまらない所得	収入金額－公的年金等控除額－必要経費＝雑所得の金額

※利子所得については、受取時に所得税・住民税が徴収されています。

※退職所得については、勤続年数が5年以内の法人役員等以外（退職所得控除額を控除した残額が300万円以下）の計算方法

・給与所得金額の計算方法

表5

給与収入金額（A）		給与所得金額算出計算式	
1円から	550,999円まで		0円
551,000 //	1,618,999 //	A	－ 550,000円
1,619,000 //	1,619,999 //		1,069,000円
1,620,000 //	1,621,999 //		1,070,000円
1,622,000 //	1,623,999 //		1,072,000円
1,624,000 //	1,627,999 //		1,074,000円
1,628,000 //	1,799,999 //	Y×60%	＋ 100,000円
1,800,000 //	3,599,999 //	Y×70%	－ 80,000円
3,600,000 //	6,599,999 //	Y×80%	－ 440,000円
6,600,000 //	8,499,999 //	A×90%	－ 1,100,000円
8,500,000円以上		A	－ 1,950,000円

$Y = A \div 4,000$ （小数点以下切り捨て） $\times 4,000$

※前年中の特定支出の合計額が給与所得控除額を超えるとときは特定支出控除が適用される場合があります。

・公的年金等所得金額（雑所得）の計算方法

（※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の段階による）

表6

受給者の年齢	公的年金等の 収入金額の合計額（A）	公的年金等所得金額※		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 (賦課期日現在)	330万円以下	A－110万円	A－100万円	A－90万円
	330万円超 410万円以下	A×75%－27.5万円	A×75%－17.5万円	A×75%－7.5万円
	410万円超 770万円以下	A×85%－68.5万円	A×85%－58.5万円	A×85%－48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	A×95%－145.5万円	A×95%－135.5万円	A×95%－125.5万円
	1,000万円超	A－195.5万円	A－185.5万円	A－175.5万円
65歳未満 (賦課期日現在)	130万円以下	A－60万円	A－50万円	A－40万円
	130万円超 410万円以下	A×75%－27.5万円	A×75%－17.5万円	A×75%－7.5万円
	410万円超 770万円以下	A×85%－68.5万円	A×85%－58.5万円	A×85%－48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	A×95%－145.5万円	A×95%－135.5万円	A×95%－125.5万円
	1,000万円超	A－195.5万円	A－185.5万円	A－175.5万円

◆所得金額調整控除

【介護・子育て世帯】

その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、次のいずれかに該当する方の総所得金額を計算する場合は、給与所得金額から次の算式で計算した金額を控除します。

▽特別障害者に該当する。

▽23歳未満の扶養親族を有する。

▽特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する。

算式

$(\text{給与等の収入金額（上限1,000万円）} - 850\text{万円}) \times 10\%$

【給与収入と年金収入がある方】

その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金にかかる雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等にかかる雑所得の金額の合計額が10万円を超える方の総所得金額を計算する場合には、給与所得金額から次の算式で計算した金額を控除します。

算式

$\text{給与所得控除後の給与等の金額（上限10万円）} + \text{公的年金等にかかる雑所得の金額（上限10万円）} - 10\text{万円}$

○所得控除額の算出

所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、その納税者の所得金額から差し引くことになっているものです。

表7

種 類	範 囲 及 び 控 除 額		
雑 損 控 除	{差引損失額－(総所得金額等×1/10)}または{差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円}のいずれか多い金額 ※差引損失額＝損失額－保険金等により補てんされる金額		
医 療 費 控 除	(支払った医療費－保険等で補てんされた金額)－{(総所得金額等×5/100)または10万円のいずれか低い額} 限度額200万円		選択制
セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)	(スイッチOTC医薬品の購入金額)－(保険等で補てんされた金額)－12,000円 限度額88,000円		
社 会 保 険 料 控 除	前年中に支払った社会保険料(健康保険料・年金の掛金等)の金額		
小規模企業共済等掛金控除	前年中に支払った小規模企業共済、心身障害者扶養共済の掛金の金額		
生 命 保 険 料 控 除	支 払 金 額		控 除 額
	新 契 約	12,000円以下のとき	全額
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
		56,000円超のとき	28,000円
	旧 契 約	15,000円以下のとき	全額
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
		70,000円超のとき	35,000円
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算し控除額合計額(限度額28,000円)		
地 震 保 険 料 控 除	◇地震保険契約分 ……………支払った保険料の1/2(上限25,000円) ◇旧長期損害保険契約分 支払った保険料が、 a 5,000円以下のとき ……………支払金額 b 5,001円から15,000円 ……支払金額の1/2+2,500円 c 15,001円以上のとき ……10,000円 支払った保険料が、地震と旧長期がある場合は、それぞれ上記により求めた金額の合計(上限25,000円)		
障 害 者 控 除	納税者自身や、同一生計配偶者および扶養親族 障害者 1人につき……………26万円 特別障害者 1人につき……………30万円 同居特別障害者 1人につき……………53万円		

ひとり親控除	現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者のうち、事実上婚姻関係と同様の事情に認められる一定の人がおらず、次の①、②の両方を満たす場合……………30万円 ①生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下で、他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされていない者に限る）を有すること ②合計所得金額が500万円以下であること ※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は対象外
寡婦控除	次の①又は②のいずれかに該当する場合……………26万円 ①夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次の要件を満たすもの A 扶養親族を有すること B 合計所得金額が500万円以下であること ②夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者のうち、合計所得金額が500万円以下であること
勤労学生控除	納税者自身が勤労学生である場合……………26万円 （合計所得金額が75万円以下で、かつ勤労によらない所得が10万円以下）
配偶者控除 ※控除額は次ページ表8参照	○控除対象配偶者 （納税者と生計を一にする配偶者で前年中の合計所得金額48万円以下の場合） ○老人控除対象配偶者 （控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の方の場合） ※納税者の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限る
配偶者特別控除 ※控除額は次ページ表8参照	納税者と生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合 ※納税者の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限る
扶養控除	○扶養親族1人につき…………… 33万円 ただし 扶養親族が { 19～22歳である場合には…………… 45万円 70歳以上である場合には…………… 38万円 70歳以上で同居の父母等の場合には…………… 45万円 16歳未満の場合には…………… 0円
基礎控除	合計所得金額の区分に応じ、それぞれ下記の金額を所得金額から控除する。 合計所得金額 2,400万円以下…………… 43万円 2,400万円超 2,450万円以下…………… 29万円 2,450万円超 2,500万円以下…………… 15万円 2,500万円超……………適用なし ※合計所得金額が2,500万円を超えると基礎控除の適用はなし

・配偶者控除額及び配偶者特別控除額

表8

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除額	(一 般)	33万円	22万円	11万円
	(老 人)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除額	所得金額	控除額		
	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

○税額の計算

＝市民税額・府民税額の計算＝

表9

市民税額＝(市民税所得割額－税額控除等)(百円未満切捨)＋市均等割額
府民税額＝(府民税所得割額－税額控除等)(百円未満切捨)＋府均等割額

＝均等割の税率＝

表10

市 民 税	府 民 税
3,500円	1,800円

＝所得割の税率＝

表11

市 民 税	府 民 税
6%	4%

＝税額控除＝

●配当控除

配当所得がある場合は、所得割額より控除されます。

表12

課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
種 類	市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

●外国税額控除

所得税において外国税額控除が行われた場合に、所得税で控除しきれないときは、府民税・市民税の順に一定の方法により所得割額より控除されます。

●寄附金控除

表13

控除の対象となる寄附金
・都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと納税） ・住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 大阪府共同募金会 ・住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金 日本赤十字社大阪府支部 ・所得税の控除対象寄附金のうち、住所地の都道府県・市区町村が条例により指定した団体に対する寄附金（東大阪市では平成27年1月1日からの寄附金に対し平成28年度より適用）

次の①と②と③の合計額を個人住民税の所得割額から控除します。ただし、②は都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）の場合のみ、③はふるさと納税のうちふるさと納税ワンストップ特例にかかる申請書を提出された場合のみに適用されます。

①基本控除額

（控除対象寄附金の合計額－2,000円）×市民税6％・府民税4％＝基本控除額

※控除対象寄附金の合計額は、総所得金額等の30％が上限額です。

②特例控除額（ふるさと納税のみ）

（都道府県、市区町村に対する寄附金額－2,000円）×

（表14の適用割合）×市民税3/5・府民税2/5＝特例控除額

※特例控除額については、個人住民税の所得割額（調整控除後の額）の20%が上限額です。

表14

課税総所得金額から人的控除の差額を控除した額※	適用割合	課税総所得金額から人的控除の差額を控除した額※	適用割合
195万円以下	84.895%	900万円超1,800万円以下	56.307%
195万円超330万円以下	79.79%	1,800万超4,000万以下	49.16%
330万円超695万円以下	69.58%	4,000万円超	44.055%
695万円超900万円以下	66.517%		

※課税総所得金額：総所得金額から所得控除の合計額を控除した額（総所得金額がなく分離

課税にかかる所得のみの場合は表14の適用割合と異なる適用割合になります）

※人的控除額の差は表17をご覧ください

③申告特例控除額（ふるさと納税ワンストップ特例適用の場合）

（②特例控除額）×（表15の割合）×市民税3/5・府民税2/5＝申告特例控除額

表15

課税総所得金額から人的控除の差額を控除した額	割合
195万円以下	5.105/84.895
195万円超330万円以下	10.21/79.79
330万円超695万円以下	20.42/69.58
695万円超900万円以下	23.483/66.517
900万円超	33.693/56.307

◆ふるさと納税ワンストップ特例制度

ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税先自治体へ特例の適用に関する申請書を提出することにより、確定申告および市民税・府民税申告を行わなくてもワンストップで寄附金税額控除を受けられる制度です。

ただし寄附先が6団体以上の場合は確定申告が必要です。また所得税の確定申告や市民税・府民税の申告をする場合は、ふるさと納税にかかる寄附金（税額）控除もあわせて申告する必要があります。

●調整控除

所得税と市・府民税では、扶養控除や配偶者控除など「人的控除額の差」（次ページの表17参照）があります。そのため、同じ所得金額でも、課税総所得金額は所得税より市・府民税のほうが大きくなります。

したがって、税源移譲により市・府民税の税率を引き上げた場合、単純に所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまうことになります。

このため、納税者の人的控除の適用状況に応じて、市・府民税額を減額する調整控除が平成19年度より設けられました。

調整控除額の求め方

表16

市・府民税の課税所得金額(※)	税額から控除される金額
200万円以下の方	次の(1)と(2)のいずれかの小さい額×5% (1) 人的控除額の差の合計額 (2) 市・府民税の課税所得金額(※)
200万円超の方	{人的控除の差の合計額－(市・府民税の課税所得金額(※)－200万円)}×5% (この額が2,500円未満の場合は2,500円)

※ここでいう課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額をいいます。

なお、この合計額には、分離課税の対象となる所得（土地・建物等の譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等、先物取引等に係る雑所得等、退職所得など）は含まれません。

※令和3年度より基礎控除が喪失する合計所得2,500万円を超える方については、調整控除の適用がなくなりました。

所得税と市・府民税の人的控除額の差

表17

所得控除(人的控除分)		納税義務者本人の 合計所得金額	人的控除額 の差
障害者控除	一 般	—	1万円
	特 別	—	10万円
	同居特別障害者加算	—	12万円
寡婦控除		—	1万円
ひとり親控除	父	—	1万円
	母	—	5万円
勤労学生控除		—	1万円
配偶者控除	一 般	900万円以下	5万円
		900万円超950万円以下	4万円
		950万円超1,000万円以下	2万円
	老人	900万円以下	10万円
		900万円超950万円以下	6万円
		950万円超1,000万円以下	3万円
配偶者 特別控除	配偶者の合計所得 48万円超50万円未満	900万円以下	5万円
		900万円超950万円以下	4万円
		950万円超1,000万円以下	2万円
	配偶者の合計所得 50万円以上55万円未満	900万円以下	3万円
		900万円超950万円以下	2万円
		950万円超1,000万円以下	1万円
扶養控除	一 般	—	5万円
	特 定	—	18万円
	老 人	—	10万円
	同居老親	—	13万円
基礎控除		—	5万円

●住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

対象となる方

平成21年から令和7年12月末までに居住開始された方で、所得税で住宅ローン控除の適用を受けており、所得税から控除しきれない額がある方。

控除額

次の1,2のいずれか小さい額を個人住民税の所得割額から控除します

【平成21年1月から平成26年3月までに入居された方】

1【所得税における住宅ローン控除可能額】－【住宅ローン控除適用前の所得税額】

2 所得税の課税総所得金額等の額の5%（上限：97,500円）

【平成26年4月から令和3年12月末までに入居された方のうち消費税率8%または10%にて住宅を購入された方 ※1】

1【所得税における住宅ローン控除可能額】－【住宅ローン控除適用前の所得税額】

2 所得税の課税総所得金額等の額の7%（上限：136,500円）

【令和4年1月から令和7年12月末までに入居された方 ※2】

1【所得税における住宅ローン控除可能額】－【住宅ローン控除適用前の所得税額】

2 所得税の課税総所得金額等の額の5%（上限：97,500円）

※1 消費税率が8%または10%にて住宅を購入された場合の金額であり、それ以外の場合は、2について「所得税の課税総所得金額等の額の5%（上限：97,500円）」となります。

※2 令和4年中に入居した方で、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ、注文住宅で令和2年10月から令和3年9月末までの間に、分譲住宅等で令和2年12月から令和3年11月末までの間に契約した方は、2について「所得税の課税総所得金額等の額の7%（上限：136,500円）」となります。

適用方法

勤務先での年末調整や税務署への確定申告により、所得税の「住宅借入金等特別控除」を受けた方はその内容に基づき市民税・府民税の住宅ローン控除を適用します。

最近の改正点

◆住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の見直し

所得税において、住宅ローンの控除適用期限（改正前令和3年12月31日）が令和7年12月31日まで4年延長されるとともに次の措置が講じられました。個人住民税についても、所得税から控除しきれなかった額を、所得税の課税総所得金額等の額の5%（上限：97,500円）の範囲内で控除します。

所得税における措置

1. 所得要件：合計所得金額2,000万円以下（改正前：3,000万円以下）
2. 面積要件：合計所得金額1,000万円以下の者につき、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和
3. 住宅要件：

表18

表1

新築/既存等	住宅の環境性能等	借入限度額		控除率	控除期間
		令和4・5年入居	令和6・7年入居		
新築住宅 買取再販住宅※1	長期優良住宅 低炭素住宅	5,000万円	4,500万円	住宅ローンの年末 残高の0.7%	13年
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円		
	省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円		
	その他住宅	3,000万円	0円※2		
既存住宅	長期優良住宅 低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円		住宅ローンの年末 残高の0.7%	10年
	その他住宅	2,000万円			

※1 既存住宅を宅地建物取引業者が一定のリフォームにより良質化した上で販売する住宅。

※2 省エネ基準を満たさない住宅で、令和6年以降に新築の建築確認を受けた場合は住宅ローン控除の対象外。ただし、令和5年末までに新築の建築確認を受けた住宅に令和6・7年に入居する場合は、借入金限度額2,000万円、控除率は住宅ローンの年末残高の0.7%、控除期間10年。

詳しくは、国土交通省ホームページ「住宅ローン減税」をご確認ください。

◆セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図った上で適用期限を令和8年12月31日まで延長します。具体的には医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）からドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）から効果の薄いものを対象外とし、とりわけ効果があると考えられる薬効についてスイッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充します。詳細は厚生労働省のHPで掲載しているほか、包装上の日本一般用医薬品連合会が定める共通識別マークをご確認ください。なお、令和4年1月1日以降の一定期間は、包装上の共通識別マークの印字切替が行われるためレシート上の表示をご確認ください。

この特例は現行の医療費控除との選択制になっており、この特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることはできません。また、一度選択した控除を修正申告等において変更することはできません。

○適用期間

平成29年1月1日～令和8年12月31日

○控除額（88,000円が限度）

（支払った額－保険金等により補填される金額）－12,000円

○セルフメディケーション税制の適用を受けるための手続き

当該年の1月1日から12月31日までのOTC医薬品等購入費を集計した明細書（「セルフメディケーション税制の明細書」）を作成し確定申告または個人住民税申告の際に提出してください。

※見直しにかかる箇所は令和4年分以後の所得税から適用となります。また、令和3年分以後の申告には納税者本人が一定の取組を行ったことがわかる書類の添付は不要となります。ただし、5年間保管していただく必要はあります。

公的年金からの特別徴収制度

平成21年10月より公的年金からの特別徴収制度が開始されています。前年中に公的年金の支払いを受けた方で、該当年度の4月1日に老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方が対象となります。なお、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。

また、65歳未満の方の年金所得にかかる住民税は平成22年度からの制度改正により給与所得にかかる住民税とあわせて給与からの特別徴収ができるようになりました。

表19

年金特徴1年目（年金所得のみで年税額6万円の場合）

算出方法	徴収方法	徴収月	税額
年税額の1/4	普通徴収	1期(6月)	15,000円
		2期(8月)	15,000円
年税額の1/6	年金特別徴収 (本徴収)	10月	10,000円
		12月	10,000円
		2月	10,000円

② 年金特徴2年目（年金所得のみで年税額9万円の場合）

算出方法	徴収方法	徴収月	税額
前年度の年税額の1/6	年金特別徴収 (仮徴収)	4月	10,000円
		6月	10,000円
		8月	10,000円
(年税額－仮徴収税額)の1/3	年金特別徴収 (本徴収)	10月	20,000円
		12月	20,000円
		2月	20,000円

③ 年金特徴3年目（年金所得のみで年税額9万円の場合）

算出方法	徴収方法	徴収月	税額
前年度の年税額の1/6	年金特別徴収 (仮徴収)	4月	15,000円
		6月	15,000円
		8月	15,000円
(年税額－仮徴収税額)の1/3	年金特別徴収 (本徴収)	10月	15,000円
		12月	15,000円
		2月	15,000円

市・府民税の計算例

市内にお住まいのAさん(48歳)は、妻のBさん(46歳)、長男のCさん(22歳・会社員)、長女のDさん(20歳・大学生)、次男のEさん(14歳・中学生)の5人家族です。

Aさんの昨年の給与収入等は、下表のとおりです。妻のBさん及び長男のCさんには、昨年それぞれ収入がありました。

Aさんの令和5年度の市・府民税の税額を計算してみましょう。

(Aさん)	(Bさん)	(Cさん)
給与収入金額 6,800,000円	パートの収入金額 821,000円	給与収入金額 1,608,000円
社会保険料支払額 630,000円		
生命保険料支払額 140,200円(一般の生命保険旧契約分のみ)		

税額の計算

◇所得金額 (表5で算出した額) 5,020,000円 …①

◇所得控除 社会保険料控除 630,000円

(表7参照) 生命保険料控除 35,000円

配偶者控除 →Bさん 330,000円

扶養控除 →Dさん 450,000円

基礎控除 430,000円

合計 1,875,000円 …②

※Eさんは16歳未満のため扶養控除がありません

◇課税標準額(千円未満切り捨て) ①－② = 3,145,000円 …③

◇市民税所得割額(表11参照) ③×6% = 188,700円 …④

調整控除 (表16.17参照) △1,500円

187,200円 …④'

◇府民税所得割額(表11参照) ③×4% = 125,800円 …⑤

調整控除 (表16.17参照) △1,000円

124,800円 …⑤'

◇均等割額(表10参照) 市 = 3,500円 …⑥

府 = 1,800円 …⑦

◇年税額(表9参照) ④' + ⑥ + ⑤' + ⑦ = 317,300円

Q&A

Q： 私は、令和4年12月に退職して、今は無職です。ところが令和5年6月になって、令和5年度市・府民税納税通知書が送られてきました。1月にも納税通知書が送られてきて支払いましたが、なぜ現在無職なのに、市・府民税を払わなければならないのですか？

A： 市・府民税は前年中の所得に対し課税されるしくみになっています。あなたの場合も、令和4年中は働いておられたため、その所得に対して、令和5年度の市・府民税が課税されたもので、納付していただかなければなりません。

また今年の1月に届いた納税通知書は、令和4年度の市・府民税（令和3年中に働いておられた分の所得に対して課税されたもの）で、あなたが退職されたために、給与から差し引きできなくなった残りの税額で、今回の令和5年度の納税通知書とは別のものです。

なお、現在無職で、雇用保険を受給されている方等は、令和4年中の所得の額により、減免が適用される場合もありますので、詳しくは、市民税課までおたずねください。

Q&A

Q： 私は、令和5年7月に会社を退職し、その後すぐに別の会社へ再就職しました。8月になって市・府民税の納税通知書が自宅へ送られてきました。税金は給料から差し引きされると思っていましたが、どうしてでしょうか？

A： 特別徴収（給与支払者が給与から、市・府民税を差し引きして納付する方法）の場合、税額通知書を勤務先に送付し、これにもとづいて、毎月の給与から差し引きして納めていただいていたと思います。ところがあなたが退職されたため、給与からは差し引きできなくなってしまいましたので、残りの税額については、普通徴収（自宅へお送りした納税通知書により、個人で納付する方法）に切り替えて納税通知書を送付したわけです。その後、再就職されているということですから、改めて新しい会社から特別徴収の手続きをしてもらってください。

Q&A

Q： 私の夫は、令和4年12月に死亡しました。
令和4年中に夫が得た所得に対しても、市・府民税は課税されるのでしょうか？

A： 令和5年度の市・府民税は、令和5年1月1日現在住所のある人に対して課税することになっています。
したがって、昨年中に死亡された方に対しては、令和5年度の市・府民税は課税されません。

Q&A

Q： 私は、令和5年1月20日に、東大阪市から他市に引越しました。6月になって、東大阪市役所から、令和5年度市・府民税納税通知書が送られてきました。これで良いのでしょうか。今住んでいる市からも、同様に税金がかかってくるのでしょうか？

A： 市・府民税は、その年の1月1日現在に居住していた市で課税されます。あなたの場合、令和5年1月1日現在は東大阪市に住んでおられたので、令和5年度は東大阪市から納税通知書をお送りしたわけです。今住んでおられる市からも課税されるということはありません。

Q&A

Q： 私は、令和4年12月に、東大阪市から他市へ転出しましたが、住民票はそのまま、転出の手続きをしていません。令和5年度市・府民税は東大阪市で課税されますか、それとも今住んでいる市でかかるのでしょうか？

A： 住所がある人とは、原則としてその市町村の住民基本台帳に登録されている人、という意味です。しかし、住民基本台帳に登録がなくても、実際にその市町村に住んでいる場合には、住民基本台帳に登録されているものとして、市・府民税を課税することとされています。

あなたの場合も、令和5年1月1日現在、実際には他市に住んでおられたわけですから、令和5年度の市・府民税は他市で納めていただくことになります。

Q&A

Q： 他市とくらべて東大阪市は、市・府民税が高いのではないのでしょうか？

A： 所得割額は、市町村民税が6%、道府県民税は4%です。これは、標準税率を適用していますので、原則的には各市町村同じ額です。

市町村民税の均等割額は、平成16年度から、人口段階別の税率区分が廃止され、3,000円に統一されました。これに、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保のために、平成26年度から令和5年度までの個人住民税の均等割の標準税率に、1,000円(市民税：500円、府民税：500円)を加算しています。

また、大阪府では、平成28年度から令和元年度（平成31年度）までの4年間、森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る施策に必要な財源を確保するため、府民税均等割額に300円(森林環境税)を加算しています。森林環境税の加算を令和5年度まで延長し、豪雨や猛暑から府民を守るため「森林の土石流・流木対策」と「都市緑化を活用した猛暑対策」を実施します。

市・均等割額	3,500円	府・均等割額	1,800円
--------	--------	--------	--------

(標準税率は、市・均等割額3,000円 府・均等割額1,000円)

Q&A

Q： 私は、パートタイムで働いています。年間103万円を超える収入があると、夫の配偶者控除を受けられないと聞きましたが本当でしょうか？
また、103万円を超えると住民税は課税されますか？

A： あなたが配偶者控除の対象となるか、又あなた自身に市・府民税が課税されるかどうかは、次の表のとおりです。

表20

1年間のパートの収入金額	夫の配偶者控除の対象になるか	あなた(妻)に税金がかかるか
100万円以下	な る	かからない
100万円超103万円以下	な る	か か る
103万円超	ならない	か か る

また、103万円を超えると、あなた自身に所得税が課税されることになります。(所得税の基礎控除48万円以外の控除がない場合)